

非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件

(平成12年5月31日建設省告示第1428号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の十三の三第十二項に基づき、非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を次のように定める。

第一 非常用エレベーターのかご(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

第二 非常用エレベーターの昇降路の出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。